

東南アジア地域等における静岡県産品販路拡大支援業務 受託会社募集要領

1 目的

静岡県は、日本産食品等に対する高い需要がある東南アジア地域等において、県産品*の販路拡大に取り組んでいる。

県産品の販路拡大を効果的・効率的、かつ安定的に推進するためには、東南アジア地域等における日本産食品等に係る市場の状況に精通し、現地及び静岡県内の企業等にとって必要な情報の的確な提供等を通じ、良好なネットワークの構築と維持、さらに継続TE的なセールス等の現地活動が不可欠である。

静岡県東南アジア駐在員事務所は、東南アジア地域等における県産品の販路拡大を目指して、「ふじのくに通商エキスパート」（以下、通商エキスパートという。）を設置し、県内企業や自治体（以下、「事業者等」という。）の相談対応や展示会及び商談会への参加の支援等を行う静岡県販路拡大支援業務を受託する会社を募集する。

*静岡県産品の定義：

静岡県内で生産された生鮮食料品、食品加工品等を指す。

2 業務内容等

- (1) 業務名 静岡県産品販路拡大支援業務
- (2) 業務主体 静岡県東南アジア駐在員事務所
- (3) 契約期間 契約日 2024年6月1日（土）から2025年3月31日（月）までを予定
- (4) 予算上限 SGD21,558（GST込み）（日本円2,500千円）
ただし、通商エキスパートは、上記予算上限内で複数の会社に委託する場合もある。
- (5) 委託内容
 - ア 専任職員の設置
原則、1か月当たり3日程度の業務活動を目安とし、下記イに記す業務に専念するエキスパートを1名設置すること。
 - イ 業務内容
 - (ア) 東南アジア地域等での静岡県産品の販路拡大に係る支援
 - i 販路拡大等に関する事業者等からの個別相談・助言
 - ii 現地企業とのマッチング（候補企業のリストアップ、情報提供等）
 - iii 商談、セールス等に係る事業者等の事前アレンジ・事後フォローアップ等（現地企業の推薦、交信補助、一般的通訳、同行或いはオンラインでの営業等）
 - iv 現地関係機関・専門家等の紹介・取次ぎ
 - (イ) 東南アジア地域等での静岡県産品販路拡大に係る情報収集・調査
 - i 市場動向等、販路拡大に有益な現地市場に関する情報の収集・調査
 - ii 委託者からの依頼に基づく調査の実施（商標調査含む）
 - (ウ) 現地企業等からの照会等の対応
 - (エ) 静岡県産品の販路拡大に係るプロモーション・イベントの提案等
 - (オ) その他、必要だと認められる事項
 - (カ) 上記（ア）から（オ）までの業務に関する月次業務報告及び委託業務実績報告

(6) その他

- ア エキスパートが駐在する事務所はシンガポールに設ける。
- イ 活動場所は、静岡県東南アジア駐在員事務所が管轄する国及び地域（東南アジア、南アジア、オセアニア）とする。
- ウ 契約締結後は、通商エキスパートの活動実績を静岡県東南アジア駐在員事務所に日本語文書により、定められた期日までに毎月報告すること。
- エ 委託費の支払いは、委託事務終了後、受託者の請求に基づき支払う。ただし、委託者が必要と認めるときは、受託者の請求に基づいて全額または分割して前金払いを行う。
- オ 通商エキスパートが、委託者の依頼に基づいて業務を遂行するために旅行した場合には、静岡県東南アジア駐在員事務所旅費規程に基づき、現地採用職員に適用される旅費を支給する。

3 受託会社の募集について

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。使用言語は全て日本語とする。

ア 申込書

指定様式による。

イ 審査書

様式の指定なし。以下の各項目を記載すること。

(ア) 日本産食品等に関連する業務実績

日本政府や日本国内地方自治体若しくは日本の企業等から 2014 年以降に請け負った主な業務実績及び当該事業発注者

(イ) 活動拠点

活動拠点の連絡先

(ウ) 通商エキスパート

通商エキスパートの属する会社名、氏名、職歴

静岡県産品の販路拡大に係るプロモーション・イベントの提案等

ウ 見積書

(ア) 見積の積算項目

様式の指定なし。通商エキスパート人件費（日額報酬）、活動費（交通費）、プロモーション関係費用、管理費（通商エキスパートの管理者人件費、一般管理費）など、積算表の項目を参考として契約総額を示すこと。

(イ) 業務請負期間

契約日 2024 年 6 月 1 日（土）から 2025 年 3 月 31 日（月）予定

原則、1 か月当たり平均 3 日間（24 時間）程度の業務活動を目安とする。

(2) 提出方法

e-mail にて行うこととする。

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出期限

2024年5月24日（金）午後5時（シンガポール時間）

(5) 提出先

下記「5 提出・問い合わせ先」のとおり

(6) 質問

期間内において e-mail（アドレスは「5 提出・問い合わせ先」参照）で受け付ける。

様式の指定なし。使用言語は日本語とする。

ア 受付期間

2024年5月15日（水）～同5月24日（金）の提出期限時刻までに着信したもの

イ 回答方法

質問と回答は、静岡県東南アジア地域等駐在員事務所ホームページに掲載する。

(<https://www.shizuoka.sg/>)

4 審査

(1) 審査方法

提出された書類をもとに、審査を行う。必要がある場合には、オンライン方式（テレビ会議アプリケーション ZOOM を予定）を用い、日本語で面接を行う。

ア 会場

必要がある場合のみ、ZOOM オンライン会議室で行う。

審査に参加しようとする申込会社においては、通信環境の良好な場所と機材及びアプリケーション等をあらかじめ準備すること。

イ 日時

2024年5月27日（月）

ウ 審査対象者

通商エキスパート本人（エキスパートの管理者同席可とする）

(2) 審査基準

項目ごとの審査基準概要は下表のとおり。

項目	主な審査基準
組織体制	経営体制の堅実性及び指揮命令系統、通商エキスパートの支援体制、本業務を遂行するうえで必要な組織体制となっているか。
業務実績	日本政府や日本国内地方自治体若しくは企業等から過去に請け負った主な業務実績
通商エキスパート	日本産食品等に関する知識等、本業務を遂行するために必要な知識や経験及び人柄等
見積額	予算上限から見積金額を差し引いた額。なお、見積額が予算上限を上回っていた場合は失格とする。

(3) 契約会社等の選定

審査の結果、最優秀の評価を得た会社と契約を行う。また、予算上限を超えない範囲で、次に優秀の評価を得た会社と本業務に係る契約を行う場合がある。

(4) 留意事項

- ア 審査に要した費用は、各社にて負担すること。
- イ 審査結果に関わる疑義は一切受け付けない。
- ウ 契約の相手方として適当な会社がない場合は、中止または他の方法によることがある。

5 提出・問い合わせ先

静岡県東南アジア駐在員事務所

住 所 12 Eu Tong Sen St #04-168 The Central Soho 2 Singapore 059819

電 話 (国番号+65) 6221-0412

e-mail fujinokuni@shizuoka.sg

<参考> 事務スケジュール

時 期	内 容
2024年5月15日(水)	募集開始 (参加申し込み締め切りまで質問受付)
5月24日(金)	参加申し込み締め切り
5月27日(月)	審査(予定)
5月27日(月)	審査結果通知(予定)
6月1日(土)	契約締結、委託業務開始(予定)
2025年3月31日(月)	委託業務終了